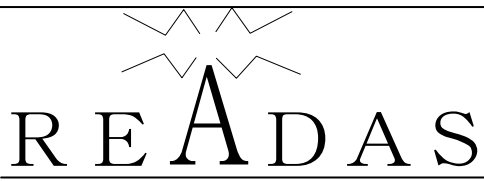


第 5845 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 28日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成29年1月から3月の裁決事例

Q：平成29年の1月から3月までの裁決事例が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A：次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成29年1月から3月の裁決事例が7件公表されました。

主なものには、次のものがあります。

【所得税法関係】

破綻したゴルフ運営会社を引き継いだ新運営会社のゴルフ会員権の譲渡は、営業譲渡契約において、①新運営会社は旧運営会社の債務及び旧会員契約を承継しない、②ゴルフ場施設の利用を希望する会員は、新たに会員契約を締結する必要があると定められていることから、旧ゴルフ会員権と新ゴルフ会員権には資産としての同一性があるものとは認められないので、請求人が入会時に支払った預託金等は、譲渡所得の計算上、取得費として控除することができなかつたしました。

【相続税法関係】

建物所有者である親（被相続人）が土地所有者である子に対し地代として支払っていた金員は、固定資産税等年税額を超えていたものの、その他の事実関係からすると、その金員が本件土地の使用収益に対する対価であるとは認めるに足りないというべきであるとして、当該土地上に借地権を有していたとは認めることはできなかつたと判断しました。

